

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第33号**

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用カード等販売機による販売の届出等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第15条の4第1項の規定による届出は、別記第1号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)を添えて行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用カード等販売機による販売の届出等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第15条の4第1項の規定による届出は、別記第1号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)を添えて行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(利用カード等販売機による販売の変更等の届出等)</p> <p><b>第4条</b> 条例第15条の4第2項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)を添付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用カード等販売機による販売の変更等の届出等)</p> <p><b>第4条</b> 条例第15条の4第2項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)を添付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p><b>第13条</b> 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p><b>第13条</b> 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し(<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>)及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>2・3 (略)</p>

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

**第14条** 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し

2 (略)

#### 別記

##### 第1号様式(第3条関係)

(表)

利用カード等販売機による販売届

(略)

(裏)

(略)

添付書類 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

##### 第3号様式(第4条関係)

利用カード等販売機による販売変更届

(略)

添付書類 変更事項が、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所である場合は、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

##### 第12号様式(第13条関係)

(表)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

(裏)

(略)

添付書類

1 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

**第14条** 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

2 (略)

#### 別記

##### 第1号様式(第3条関係)

(表)

利用カード等販売機による販売届

(略)

(裏)

(略)

添付書類 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

##### 第3号様式(第4条関係)

利用カード等販売機による販売変更届

(略)

添付書類 変更事項が、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所である場合は、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

##### 第12号様式(第13条関係)

(表)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

(裏)

(略)

添付書類

1 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住

民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）

- 2 自動販売機等管理者を置く場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

#### 第13号様式（第14条関係）

自動販売機（自動貸出機）による図書類（特定がん具類）販売（貸付け）変更届

（略）

添付書類

- 1 変更が、自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付ける者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所の変更である場合は、その者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）
- 2 変更が、自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。）である場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類
- 3 変更が、自動販売機等管理者の氏名又は住所の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。）である場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）

民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）

- 2 自動販売機等管理者を置く場合は、その者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

#### 第13号様式（第14条関係）

自動販売機（自動貸出機）による図書類（特定がん具類）販売（貸付け）変更届

（略）

添付書類

- 1 変更が、自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付ける者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所の変更である場合は、その者の住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）
- 2 変更が、自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。）である場合は、その者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類
- 3 変更が、自動販売機等管理者の氏名又は住所の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。）である場合は、その者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）

（新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(登録の申請等)	(登録の申請等)
第18条 (略)	第18条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。	4 条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)

<p>(5) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又は登記事項証明書</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあつては、正本1通）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p><b>第12号様式</b>（第18条関係） 屋外広告業登録申請書 (略) 添付書類 1～5 (略) 6 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又は登記事項証明書</p> <p><b>第15号様式</b>（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届 (略) 添付書類 1 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(5) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し<u>若しくは外国人登録原票の写し</u>又は登記事項証明書</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあつては、正本1通）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し<u>又は外国人登録原票の写し</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p><b>第12号様式</b>（第18条関係） 屋外広告業登録申請書 (略) 添付書類 1～5 (略) 6 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し<u>若しくは外国人登録原票の写し</u>又は登記事項証明書</p> <p><b>第15号様式</b>（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届 (略) 添付書類 1 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し<u>又は外国人登録原票の写し</u></p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

（新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正）

**第3条** 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定施設の新設の届出等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定施設の新設の届出等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 条例第8条第2項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定施設を設置する者が個人である場合にあっては、当該者の住民票の写し</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>3 条例第8条第2項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定施設を設置する者が個人である場合にあっては、当該者の住民票の写し又は<u>外国人登録原票の写し</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
--	---

(新潟県温泉法施行細則の一部改正)

**第4条** 新潟県温泉法施行細則（平成20年新潟県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1</b> （第2条関係）				<b>別表第1</b> （第2条関係）			
許可等	記載事項	添付書類	備考	許可等	記載事項	添付書類	備考
掘削許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 5～7 (略)	(略)	掘削許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し <u>又は外国人登録証明書の写し</u> 5～7 (略)	(略)
(略)				(略)			
増掘許可又は動力装置許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 5～9 (略)	(略)	増掘許可又は動力装置許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し <u>又は外国人登録証明書の写し</u> 5～9 (略)	(略)
(略)				(略)			
利用許可	(略)	1～4 (略) 5 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 6・7 (略)	(略)	利用許可	(略)	1～4 (略) 5 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し <u>又は外国人登録証明書の写し</u> 6・7 (略)	(略)
(略)				(略)			
<b>別表第4</b> （第9条関係）				<b>別表第4</b> （第9条関係）			
報告	記載事項	添付書類		報告	記載事項	添付書類	
(略)				(略)			
第9条第1項第2号に該当する場合の報告	(略)	1～3 (略) 4 個人が報告する場合にあっては、住民票の写し 5 (略)		第9条第1項第2号に該当する場合の報告	(略)	1～3 (略) 4 個人が報告する場合にあっては、住民票の写し <u>又は外国人登録証明書の写し</u> 5 (略)	
(略)				(略)			

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。